## A部門活動資金に関する役員会申し合わせ

H29.09.27 改訂

A部門活動資金の審議において決定された、規程には明記されていない、役員会申し合わせ事項を以下に示す。

- ・活動資金により支援を受ける活動の部門への貢献度の評価に関し、公開技術会合などについては、A 部門主催→A 部門内技術委員会主催→その他の主催 の順に部門への貢献度を評価する。\*1
- ・活動資金により支援を受ける講演会などは、A部門会員へ公開することが望ましい。\*1
- ・講演会における講演謝礼は原則として税込みで1人あたり22,274円(手取りで20,000円)を標準とし、33,411円(手取りで30,000円)までとする。交通費は原則として認めない。ただし、超大物の講師、外国人講師、沖縄などの遠隔地で多額の交通費がかかる講師など、特別な事情がありその旨を明記して申請する場合は、この限りでない。なお、A部門大会の特別講演における講師謝礼に関しては、これまでとの継続性もあり、最大で5万円(交通費含む)までとする。\*\*,4\*
- ・年度をまたがる申請は、各年度における必要額がわかるように申請し、会計報告は年度毎に分けて、当該年度内に行うものとする。なお、活動報告は最終年度のみでよい。\*2
- ・同一の活動名称に対する活動資金の申請はその活動内容にかかわらず、原則として1回に限るものとする。(例えば、国際シンポジウムに関して、その準備費用と学生に対する発表賞の費用などを分けて申請することは認められない。ただし、国際シンポジウムに関する英文特集号を発行することに関しては、国際シンポジウム開催と英文特集号の発行と言うことで別の活動とする。)\*3
- ・英文特集号の発行に関しては、技術委員会からの申請は原則として 10 万円未満とする。論文誌の発送費用にするか、査読費用にするか、投稿料補助にするかなどの活動内容については申請技術委員会の判断に任せる。論文誌発送費用に関しては、500 円/件を標準とする。\*3
- ・ホームページに関する申請は、立ち上げ時のみ10万円以下、運用は5万円以下とする。申請金額は、技術委員会および関係の調査専門委員会の議事録、活動計画、研究会情報を始めとする技術委員会活動に関する全ての必要な情報がアップデートされている場合を5万円として、その活動内容に応じて判断するものとする。\*4
- ・ホームページの運用に関する申請書、報告書には、URLを明記すること。\*5
- ・国際会議の開催時など、一括の費用の一部として活動資金申請を行う際には、原則として領収書をそろえることを必要とする。但し、電気学会にて一括処理を行う場合は例外とする。\*6
- ・国際会議の開催など、独立採算が原則であるような活動への補助の場合、申請金額は原則として 10 万円 以下とする。\*7
- 1: 平成 15 年 9 月 17 日以前の A 部門役員会にて決定。
- 2: 平成15年9月17日A部門役員会にて決定。
- 3:平成15年12月11日A部門役員会にて決定。

- 4:平成16年3月9日A部門役員会にて決定。
- 5:平成16年6月2日A部門役員会にて決定。
- 6:平成16年8月26日A部門役員会にて決定。
- 7:平成16年12月1日A部門役員会にて決定。

## A部門活動資金申請に関する注意事項

- ・申請はA部門の学会活動を活発にし、会員拡充に結びつく内容であること。
- ・原則年1回、活動資金を使用する前年度の11月頃に開かれるA部門役員会の3週間前までに申請するものとする。期日については、年間のA部門役員会予定が決定された後直ちに、A部門役員会で決めるものとする。

提出先: 研究調査担当(後任)

- ・申請は技術委員会委員長またはA部門役員がその責任において自らの印鑑を用いて行い、**代理申請は認**められない。
- ・以前の古い様式ではなく、A部門HPにある最新の規程をチェックし、**最新の様式を用いて申請**すること。(http://www.iee.jp/fms/?page\_id=163)
- ・活動報告は活動終了後1ヶ月以内に研究調査担当(後任)に提出すること。特に、年度末(3月)の活動に関しては、規程に拘わらず年度内である3月末までに報告すること。
- ・年度をまたがる活動の報告書は最終年度のみでよいが、会計報告は年度毎に領収書を付して行うこと。
- ・活動内容および申請予算内容の説明が不足している場合は、役員会にて再申請を求めることがある。(次 回の役員会まで申請に時間的余裕がない場合は**不採択**となる。)